

平成 27 年 4 月 21 日

事業者各位

当社発注工事における社会保険等未加入対策の実施について

平成 27 年 4 月 21 日以降公表分から当社発注請負工事について、横浜市の社会保険等未加入対策に協力する観点から次のように取扱いを実施いたします。

1. 対象工事

原則、下請け総額に関わらずすべての請負工事

2. 実施時期

平成 27 年 4 月 21 日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う工事から適用

3. 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止します。
- (2) 上記 (1) に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して原則、1 か月の指名停止措置を行います。ただし、指定する期間 (30 日程度) 内に加入が確認できた場合には、指名停止措置を行いません。
- (3) 施工体制台帳等で全ての下請業者の社会保険等加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。